

2024年4月1日

吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく書類)

(会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第201条に基づく書類)

(分割会社) 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 植田 俊

(承継会社) 静岡県熱海市田原本町9番1号

株式会社エンゼルフォレストリゾート

代表取締役社長 田中 耕介

三井不動産株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エンゼルフォレストリゾート（以下「承継会社」といいます。）は、2023年11月8日付けで締結した吸収分割契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、分割会社が営む群馬県吾妻郡嬭恋村所在の別荘地の管理事業に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する分割会社及び承継会社における事後開示事項は以下のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求について（会社法第784条の2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第785条）

該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求について（会社法第787条）

該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本件吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2023 年 11 月 15 日付で官報公告及び 2023 年 11 月 15 日付で開始した電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求について（会社法第 796 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第 797 条）

該当事項はありません。

(3) 債権者の異議について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本件吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2023 年 11 月 15 日付で官報公告及び 2023 年 11 月 15 日付で開始した電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、分割会社から 2023 年 11 月 8 日付で締結した吸収分割契約書に記載の事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から引き継いだ資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：783 百万円（暫定値）

承継負債の額：0 百万円（暫定値）

5. 本件吸収分割に係る変更の登記の日

2024 年 4 月 1 日（予定）

6. 前各項に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

(1) 承継会社は、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 12 月 14 日開催の臨時株主総会における決議により、吸収分割契約の承認を得ております。

(2) 本件吸収分割に伴う、承継会社の資本金ならびに資本準備金の額の増減はありません。

以 上